



離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価届出書

北電流企第6号
令和元年8月21日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第32条第4項の規定により、別紙のとおり離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価を定めたので届け出ます。

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価
〔第32条第4項関係〕

以下のとおり契約種別ごとに離島基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	離 島 基 準 調 整 単 価
		円 銭 厘
定額制供給		
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0 . 0 0 4
20Wまで	"	0 . 0 0 9
40Wまで	"	0 . 0 1 8
60Wまで	"	0 . 0 2 5
100Wまで	"	0 . 0 4 3
100W超過50Wまでごとに	"	0 . 0 2 1
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	0 . 0 1 3
100V Aまでの機器	"	0 . 0 2 5
100V A超過50V Aまでごとに	"	0 . 0 1 3
電灯臨時定額接続送電サービス		
50V Aまで1日につき	1 契約	0 . 0 0 0
100V Aまで1日につき	"	0 . 0 0 1
100V A超過500V Aまでの	"	0 . 0 0 1
100V Aまでごとに1日につき	"	0 . 0 0 7
500V A超過1kV Aまで1日につき	"	0 . 0 0 7
1kV A超過3kV Aまでの	"	0 . 0 0 7
1kV Aまでごとに1日につき	"	0 . 0 0 7
動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0 . 0 0 8
従量制供給	1 kWh	0 . 0 0 1

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価
〔第32条第4項関係〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から接続供給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における離島基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	離 島 基 準 調 整 単 価
		円 銭 厘
定額制供給		
電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0 . 0 0 4
20Wまで	"	0 . 0 0 9
40Wまで	"	0 . 0 1 7
60Wまで	"	0 . 0 2 5
100Wまで	"	0 . 0 4 2
100W超過50Wまでごとに	"	0 . 0 2 1
小型機器		
50V Aまでの機器	1 機器	0 . 0 1 3
100V Aまでの機器	"	0 . 0 2 5
100V A超過50V Aまでごとに	"	0 . 0 1 3
電灯臨時定額接続送電サービス		
50V Aまで1日につき	1 契約	0 . 0 0 0
100V Aまで1日につき	"	0 . 0 0 1
100V A超過500V Aまでの	"	0 . 0 0 1
100V Aまでごとに1日につき	"	0 . 0 0 6
500V A超過1kV Aまで1日につき	"	0 . 0 0 6
1kV A超過3kV Aまでの	"	0 . 0 0 6
1kV Aまでごとに1日につき	"	0 . 0 0 6
動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0 . 0 0 8
従量制供給	1 kWh	0 . 0 0 1